

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月7日 14時42分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港第1区 博多港西公園下防波堤灯台から真方位260°920m付近 (概位 北緯33°36.3′ 東経130°22.1′)
事故の概要	プレジャーボートYANISHIは、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年9月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート YANISHI、11トン
船舶番号、船舶所有者等	260-47152福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に欠損及び曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人13人を乗せ、遊覧の目的で福岡市鶴来島北方沖を南進中、船長が、数人の乗船者からの早めに帰港してほしいとの要望を考慮し、航程を短縮しようと鶴来島南方に拡張する浅所域（以下「本件浅所」という）の白波が立っていないところを目視により南西進したところ、乗り揚げた。</p> <p>船長は、本件浅所の存在を知っていたものの、白波が立っていないところは、通航できると思っていた。</p> <p>本船には、GPSプロッターがなかった。</p> <p>船長は、本船の喫水を把握していなかった。</p>
分析	本船は、南西進中、船長が、本件浅所の存在を知っていたものの、白波が立っていないところであれば通航できると思い、目視により本件浅所を航行したことから、乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南西進中、船長が、本件浅所の存在を知っていたものの、白波が立っていないところであれば通航できると思い、目視により本件浅所を航行したため、乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行に際しては、自船の喫水を確実に把握し、浅所と認識できる場所から十分に離れて航行すること。また、小型船でも浅所付近を航行する船舶は、GPSプロッター等を搭載することが望ましい。